

おきなわ SDGs パートナー募集要領

令和 8 年 4 月 1 日
沖縄県企画部企画調整課

1 目的

SDGs 達成の貢献に向けて取り組む企業・団体等を登録し、企業・団体等の取組の見える化を進めることにより、県内の SDGs の主流化及び認知度の向上を図る。

2 応募対象

沖縄県内に事業所等を有し、県内において事業活動を行う法人、企業、団体、教育機関、研究機関、特定非営利活動法人、その他の団体又は個人事業主等を対象とする。

3 登録の有効期間

令和 10 年(2028 年)3 月末まで。

4 審査手続き

登録を希望する企業等が行った申請について、以下の選定基準に基づき審査を行います。審査後、ご担当者様に登録の可否をメールで通知します。

(選定基準)

- (1) SDGs の達成に向けて効果的な取組を行っていること
 - ① 実施する取組が経済、社会、環境分野の統合的な課題解決(複数のゴールの統合的な課題解決)を目指した取組であること。
 - ② 実施する取組が SDGs の 17 のゴールと関係があること。
 - ③ 実施する取組が「おきなわ SDGs アクションプラン」に沿っていること。
- (2) 県民への SDGs 普及啓発に効果的な取り組みであること
 - ① 社外・団体外への発信が具体的かつ効果的であること。
 - ② 普及に向けた具体的な取組を予定していること。

5 申請方法について

(1) 申請方法

おきなわ SDGs プラットフォーム会員登録後、会員ページから「おきなわ SDGs パートナー

申請」へ進み、申請画面に従って必要情報を入力してください。

<おきなわ SDGs プラットフォーム会員登録>

<https://platform.okinawa-sdgs.jp/members/entry/term1>

※ パートナー登録申請には、企業・団体等住所を沖縄県内に設定する必要があります。
なお、住所は登録後も会員ページの「会員情報変更」から変更可能です。

(2) 郵送にて申請する場合

郵送で申請される場合は、下記応募書類一式を次の宛先に送付ください。

- ① 登録申請書(様式第1号)
- ② 団体・会社概要及び事業内容等が確認できる資料

〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地 2-22-12 5F
おきなわ SDGs プラットフォーム事務局(パートナー担当)
株式会社ネオキャリア内

(3) その他

- ① 応募書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ② 提出された応募書類は返却しません。
- ③ 提出いただいた応募書類は、本事業以外の用途には使用しません。
- ④ 登録時及び登録後、資料や写真等の提供をお願いする場合があります。
- ⑤ 応募者が多数となった場合には、段階的に登録を行う場合があります。

6 パートナーの登録について

- (1) パートナー登録にあたっては、沖縄県から登録証を交付致します。
- (2) 企業・団等の取組を沖縄県ホームページ等で公表します。
- (3) 沖縄県のポスター、パンフレット等を提供いたします。

7 活動状況の報告について

登録後は、おきなわ SDGs プラットフォームポータルサイトの活動状況報告画面から、年に1回、SDGsに係る活動状況を報告していただく必要があります。おきなわ SDGs プラットフォームポータルサイトの活動状況報告画面にアクセスできない環境にある場合は、「おきなわ SDGs パートナー活動状況報告書」(様式第2号)を作成し、ご提出いただきます。

おきなわ SDGs 認証制度で認証された団体については、認証制度に係る活動報告をもって本活動報告に代えるものとします。

8 申請内容の変更について

申請頂いた内容について変更が生じた場合は、おきなわ SDGs プラットフォームの「おきなわ SDGs パートナー申請」のページから該当箇所の変更をしてください。会社名、団体名、住所の変更など公表内容に係る変更が生じた場合は、おきなわ SDGs パートナー登録制度実施要綱第 11 条に規定する「おきなわ SDGs パートナー登録変更届出書」（様式第 3 号）をメール又は、郵送にておきなわ SDGs パートナー事務局へご提出ください。

9 登録の取り下げについて

登録の取り下げを行う必要が生じた場合は、おきなわ SDGs パートナー登録制度実施要綱第 12 条に規定する「おきなわ SDGs パートナー登録取り下げ届出書」（様式第 4 号）をダウンロードし、必要事項を記載の上、おきなわ SDGs パートナー事務局まで、メールまたは郵送でご提出ください。

10 留意事項

申請の際には、以下の事項を誓約させていただきます。登録後に誓約事項に反することが確認された場合は登録を取り消します。

- (1) 沖縄県内において直近 3 年間、重大な法令違反がないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当しない者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

11 問い合わせ先

〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地 2-22-12 5F
おきなわ SDGs プラットフォーム事務局（パートナー担当）
株式会社ネオキャリア内
TEL: 050-2018-3566
support@okinawa-sdgs.jp